

令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和6年1月22日(月) 14:00~16:00

場所 横浜市役所 18階会議室(みなと1・2・3)

次 第

1 開会

2 協議事項

- (1) 横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について 【資料1-1~2】
- (2) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(1団体) 【資料2、資料3】
- (3) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体) 【資料4-1~2】
- (4) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(16団体) 【資料5、資料6-1~16】
- (5) 道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議(1団体) 【資料7、資料8】
- (6) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(4団体)
【資料9、資料10、資料11-1~4】

3 報告事項

- (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告 【資料12】
- (2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 【資料13】
- (3) 横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について 【資料14】
- (4) 事故報告(2団体) 【資料15-1~2】
- (5) 令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 【資料16】
- (6) 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について

次回、令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和6年6月頃開催を予定しております。

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 委員名簿

任期: 令和5年4月1日から令和6年3月31日

	選出分野	団体等	氏名 (敬称略)
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	ウチダ サツコ 内田 沢子
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 副会長	カドタニ マサト 門谷 真人
3		一般社団法人神奈川県タクシー協会 副支部長	フジイ カイチロウ 藤井 嘉一郎
4	住民又は旅客	青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」	ウメハラ コミコ 梅原 由美子
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会 事務局長	タカノ ハジメ 高野 元
6		横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	クマサカ ヤスシ 熊坂 康
7		公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事長	シライシ ユキオ 白石 幸男
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	イクミ エツコ 井汲 悦子
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	ヒラタ シンイチ 平田 伸一
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	ミズノ キヨシ 水野 潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	ハットリ カズヒロ 服部 一弘
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	ニシオ アツシ 西尾 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会	スズモト マサル 鈴木 勝
14		横浜市野庭地域ケアプラザ 看護師	モミヤマ アツコ 糀山 敦子
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	ヤマノウエ ケイコ 山野上 啓子

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号（副市長決裁）

改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 79 条に基づく登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を経て行う福祉有償運送（以下「福祉有償移動サービス」という。）について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
- （2）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
- （3）NPO等が法第 79 条に基づく登録を申請する場合における旅客から収受する対価について
- （4）法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除について
- （5）その他会長が必要と認めることについて

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。

- （1）横浜市健康福祉局の職員
- （2）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は旅客
- （4）国土交通省地方運輸支局の職員
- （5）一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- （6）市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- （7）学識経験のある者
- （8）地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
- （9）市民活動支援団体に所属する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。

(1) 法第79条に基づく登録の申請が予定される時。

(2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。

なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第5条第3項に該当する委員を除く。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行い、協議を調えることができる。この場合においては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

い。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成20年6月19日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【資料 1-1】

1 改正の概要

現行の制度・運用に基づく内容を記載するため、横浜市福祉有償移動サービス運営指針の内容を一部変更します。

併せて、新規申請時に交付した書類（国「様式第2-5号」）の有効期限を設定いたします。

2 新旧対照表

旧	新
<p>2 実施主体</p> <p>公共交通機関の利用による移動が困難な者を対象として、福祉有償移動サービスを実施しようとする団体（以下「実施主体」という。）は、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会・町内会等）のいずれかであることを条件とする。</p> <p>79条登録を受けたとみなされる実施主体においては、従前のおりとする。</p>	<p>2 実施主体</p> <p>公共交通機関の利用による移動が困難な者を対象として、福祉有償移動サービスを実施しようとする団体（以下「実施主体」という。）は、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、<u>労働者協同組合</u>、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会・町内会等）のいずれかであることを条件とする。</p> <p>79条登録を受けたとみなされる実施主体においては、従前のおりとする。</p>
<p>11 管理運営体制の確保について</p> <p>（4）自動車を5台以上（持ち込み車両含む。）管理する事務所の場合、事務所ごとに次の要件のいずれかを満たす運行管理責任者が必要数選任されていること。</p> <p>ア 運行管理者資格証の交付を受けた者</p> <p>イ 自動車事故対策機構が実施する運行管理者基礎講習を受講した者</p> <p>ウ 安全運転管理者証の交付を受けた者</p> <p>エ 国土交通大臣がイ又はウと同等以上の能力を有すると認める者</p> <p>なお、アについては、車両数が39台までは1人、79台までは2人必要（以降40台ごとに1人必要）とし、イ～エについては、車両数が19台までは1人、39台までは2人必要（以降20台ごとに1人必要）とする。</p>	<p>11 管理運営体制の確保について</p> <p>（4）自動車を5台以上（持ち込み車両含む。）管理する事務所（<u>以下、「特定事務所」という。</u>）の場合、事務所ごとに次の要件のいずれかを満たす運行管理責任者が必要数選任されていること。</p> <p>ア 運行管理者資格証の交付を受けた者</p> <p>イ 自動車事故対策機構が実施する運行管理者基礎講習を受講した者</p> <p>ウ <u>安全運転管理者等の要件を備える者</u></p> <p>エ 国土交通大臣がイ又はウと同等以上の能力を有すると認める者</p> <p>なお、アについては、車両数が39台までは1人、79台までは2人必要（以降40台ごとに1人必要）とし、イ～エについては、車両数が19台までは1人、39台までは2人必要（以降20台ごとに1人必</p>

	<p>要) とする。</p> <p><u>また、特定事務所における運行管理の責任者は、国土交通大臣が定める講習(運行管理者講習(一般講習・旅客))を2年ごとに受講しなければならない。</u></p>
<p>13 協議が調った場合の書類交付</p> <p>横浜市は、79条登録の申請(登録、更新、変更、対価の変更)について横浜市運営協議会の協議が調った場合には、当該実施主体に書類(国「様式第2-5号」)を交付するものとする。</p>	<p>13 協議が調った場合の書類交付</p> <p>横浜市は、79条登録の申請(登録、更新、変更、対価の変更)について横浜市運営協議会の協議が調った場合には、当該実施主体に書類(国「様式第2-5号」)を交付するものとする。</p> <p><u>なお、新規登録申請時に交付した書類(国「様式第2-5号」)については、有効期限を協議が整った日から2年間とする。ただし、最近改正日(令和6年1月〇日)以前に協議が調っているものについては適用しない。</u></p>

【資料 1-2】

横浜市福祉有償移動サービス運営指針

平成 16 年 11 月 29 日 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会
最近改正 令和 6 年 1 月 日 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

1 目的

本指針は、特定非営利活動法人等による有償のボランティア移動サービス（道路運送法施行規則第 51 条に規定する福祉有償運送、以下「福祉有償移動サービス」という。）に係る道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号）第 79 条による登録（以下「79 条登録」という。）に先立ち必要とされる、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「横浜市運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

2 実施主体

公共交通機関の利用による移動が困難な者を対象として、福祉有償移動サービスを実施しようとする団体（以下「実施主体」という。）は、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会・町内会等）のいずれかであることを条件とする。

79 条登録を受けたとみなされる実施主体においては、従前のおりとする。

3 横浜市と実施主体間での事前調整

実施主体は、登録申請に伴い提出すべき書類の一切を事前に用意し、横浜市運営協議会を主宰する横浜市に対して提出しなければならない。{横浜様式 1（更新登録申請の場合は横浜様式 2）及び別紙に定める様式等} また、事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を登録申請書に記載しなければならない。

運送の区域に横浜市を追加する場合の変更登録申請も同様とする。{横浜様式 3 及び別紙に定める様式等}

4 対象者

(1) 対象者の範囲

福祉有償移動サービスの対象者は、あらかじめ会員として登録された次に掲げる者及びその介助者・付添人、又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者であって、規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者

ニ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者

- ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
- へ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト：平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 197 号）に 該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害、難病（障害者総合支援法で定める疾病）、その他の障害（自閉症、学習障害などの発達障害等）を有する者

(2) 対象者の判断

前項ロ、ハ、ホ、へ及びトに規定する対象者に福祉有償移動サービスを提供する場
合については、実施主体において、介護保険被保険者証又はその障害又は疾病を証す
る書類（愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳のほか、難病患者にあっては公費負担
助成決定通知等の写し、あるいは診断書等）を添付した会員名簿を用意するとともに、
横浜市が対象者の移動制約状況等を確認するものとする。

実施主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動上の制約状況、その他必要
な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

なお、実施主体は、横浜市及び横浜市運営協議会から会員登録簿の閲覧の要求があっ
た場合には、閲覧に応じなければならないものとする。

5 運送の区域

福祉有償移動サービスの発地又は着地のいずれかが横浜市内にあることを要するも
のとする。

なお、『自宅→市外病院 1 →市外病院 2 』、または『市外病院 1 →市外病院 2 →自宅』
といったサービスの場合は、一連のサービスとして計画されたものであれば実施可能と
する。

また、サービス全体が市外で提供されるものは、横浜市運営協議会の協議対象とはな
らない。別途当該市町村運営協議会に協議すべきものとなる。

6 複数乗車

福祉有償移動サービスは、透析患者の透析のための輸送、身体障害者、知的障害者、
精神障害者の施設送迎等であって横浜市運営協議会が必要と認めた場合には、1 回の運
行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。

7 使用車両

(1) 車両の種類

福祉有償移動サービスにあつては、次の設備を有する車両（乗車定員 11 人未満の自
動車であつて、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）
を使用するものとする。

ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車椅子車：車椅子の利用者が車椅子のまま車内に乗り込むことが可能な自動車であ
つてスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車：ストレッチャー及び車椅子の双方に対応した自動車

エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

オ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行
うものとする。

ア 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の

ない範囲であること。

イ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。

(2) 福祉車両の必要性の有無等

実施主体が、オに該当する車両のみで福祉有償移動サービスを行う場合においては、横浜市が利用者及び利用者に対応した福祉車両の必要性の有無等について確認を行い、横浜市運営協議会で報告を行う。

なお、上記については、メーカー装備を基本とし、各実施主体において同様の設備を独自に施している場合には、車検完了を条件に横浜市運営協議会の中で判断するものとする。

(3) 使用権原

使用する車両の使用権原（所有権、貸借権等の使用権）は、実施主体が有するものとする。

運転者として協力する者が自己の車両を持ち込み、福祉有償移動サービスの提供を行う場合は、その車両の使用について実施主体との間に使用貸借等の契約を交わし、その契約書を添付して協議を受けるものとする。

なお、当該契約には、福祉有償移動サービスの管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について実施主体が責任の一切を負うことが明確に記されている必要がある。

また、利用者に対しては、事故発生時及び苦情の対応に係る実施主体の責任者及び連絡先がわかるよう表示する必要がある。

(4) 使用権原を証する書類の保存

実施団体は、使用権原を証する書類として、下記の書類を整え、保存しなければならない。

ア 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧（参考様式第イ号）

イ 自動車検査証

ウ 福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書等

8 運転者

(1) 運転者の要件

運転者は、道路交通法に規定する第二種運転免許を取得している者、又は道路交通法に規定する第一種運転免許を取得しており、かつ、その効力が申請から過去2年間において停止されていない者であって、次に掲げるいずれかの要件を備えている者とする。

ア 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

イ アに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

（例：ケア輸送サービス従事者研修）

(2) セダン型車両を運転する場合の要件

福祉車両以外の自動車（セダン型車両）を使用して福祉有償移動サービスを行う場合、運転者は前項に規定する要件に加え、次に掲げる要件のいずれかを備える者又は同様の要件を備えた者が同乗しなければならない。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する介護福祉士の登録を受けていること。

イ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

ウ ア及びイに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること（例：ケア輸送サービス従事者研修）。

- (3) 運転免許の効力が停止されていないことを証する書類の提出
運転者は、運転記録証明書を実施主体に提出し、実施主体が協議の際に運転者名簿と合わせて横浜市に提出するものとする。
- (4) 受講修了を証明する書類の写しの提出
修了証等受講修了を証明する書類の写しを協議の際に提出するものとする。
なお、実施主体は、運転者氏名、住所、自動車免許の種別及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。
- (5) 運転者名簿の閲覧
実施主体は、横浜市及び横浜市運営協議会から運転者名簿の閲覧の要求があった場合には、閲覧に応じなければならないものとする。
- (6) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に当たっての書類提出
事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、(3)及び(4)に掲げる書類について、様式第5号に定める宣誓書をもって代えることができる。

9 損害賠償措置

- (1) 任意保険等への加入
福祉有償移動サービスに使用する車両全てに、以下の要件を全て満たす任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していなければならない。
 - ア 対人無制限及び対物1,000万円以上（免責額を除く。）であること。
 - イ 運転者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。
 - ウ 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと。
 - エ 賠償額に対する一定割合の負担額その他の負担額のないものであること。
- (2) 使用貸借契約書等による確認
運転者として協力する者の持ち込み車両については、加入する任意保険等が、福祉有償移動サービス提供時の事故等を補償措置の対象としない場合も想定されることから、実施主体に責任があることを踏まえ、確実にサービス提供時の補償が確保されていることが必要である。
実施主体は、使用貸借契約書等にて上記要件を確認するものとする。

10 福祉有償移動サービスの対価

福祉有償移動サービスの対価については、国通達に定める運送の対価（距離制、時間制、定額制運賃）と運送の対価以外の対価（迎車料、待機料、その他の料金）のともに実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とする。

対価の算定方法については、合理的な方法により定められ、利用者にとっても明確であることを必要とする。

- (1) 運送の対価
距離制、時間制、定額制のいずれの方法も選択しうるが、それぞれ横浜市を交通圏域として設定されるタクシー料金の概ね2分の1の範囲内であること。
- (2) 運送の対価以外の対価
 - ア 迎車料及び待機料については、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内であること。
 - イ その他の料金（介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等）については、その金額が、提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス

等と比較し、高額でない認められる範囲内であること。

ウ 団体の会費については、原則対価には含めないものとする。

(3) 対価の設定方法

運送の対価の算定にあたっては、走行メーターの設置による方式や、事前に発地から目的地までの距離について、市販の地図検索ソフト等の利用による距離を算出することや、実走時のトリップメーターにより算出するなど、明確かつ合理的な距離を提示して行うこと。

介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等については、事前にサービス内容、金額を利用者に説明するとともに、利用者にとって明確かつ合理的な内容でなければならない。

運送の対価がタクシー料金の概ね2分の1の範囲を超える場合には、実施主体は運送の対価の設定の理由、運送の対価が実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内となる根拠を示し、個別に横浜市運営協議会において協議を行うものとする。

(4) 複数乗車における対価

複数乗車の対価については、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内であること。

(5) 福祉有償移動サービスの対価の変更

福祉有償移動サービスの対価の変更を行おうとする場合、実施主体は、横浜市運営協議会において協議を行う必要があるため、横浜市に対して料金の変更案を提出しなければならない。{横浜様式5及び別紙に定める書類}

11 管理運営体制の確保について

実施主体においては、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため、以下の措置が取られていることを要するものとし、書面をもって横浜市運営協議会で確認を行う。

- (1) 7に規定する福祉有償移動サービスに必要な自動車の保有がなされていること。
- (2) 8に規定する運転者その他の乗務員の確保がなされていること。
- (3) 運行管理責任者が選任されており、運行管理体制の整備がなされていること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、運上管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。
- (4) 自動車を5台以上（持ち込み車両含む。）管理する事務所（以下、「特定事務所」という。）の場合、事務所ごとに次の要件のいずれかを満たす運行管理責任者が必要数選任されていること。

ア 運行管理者資格証の交付を受けた者

イ 自動車事故対策機構が実施する運行管理者基礎講習を受講した者

ウ 安全運転管理者等の要件を備える者

エ 国土交通大臣がイ又はウと同等以上の能力を有すると認める者

なお、アについては、車両数が39台までは1人、79台までは2人必要（以降40台ごとに1人必要）とし、イ～エについては、車両数が19台までは1人、39台までは2人必要（以降20台ごとに1人必要）とする。

また、特定事務所における運行管理の責任者は、国土交通大臣が定める講習（運行管理者講習（一般講習・旅客））を2年ごとに受講しなければならない。

- (5) 整備管理体制の整備がなされていること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする。
- (6) 事故が発生した場合の対応に係る責任者が選任されており、かつ、連絡体制の整備がなされていること。なお、運行に関する委託を行っている場合にあつては、委託先も含めた連絡体制の整備を求めるものとする。
- (7) 9に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置がなされていること。
- (8) 次の事項については、実施主体において実施するものとする。
- ア 運転者に対し、安全運転を行うことのできないおそれの有無を確認し、安全確保のための必要な指示を与えた記録を行い、保存すること。
 - イ 乗務記録を作成し、保存すること。
 - ウ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
 - エ 運転者証を作成し、併せて料金表（旅客から収受する対価）を旅客に見やすいように車内に掲示すること。
 - オ 事故及び苦情が発生した場合、その記録を行い、保存すること。
 - カ 福祉有償移動サービスを行う場合、車両に国通知で定める表示を行うこと。
 - キ 福祉有償移動サービスを行う場合、登録証の写しを車両に備え置くこと。
- (9) 変更登録の申請について
- 以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録の申請（様式第2-3号）及び別紙に定める書類を添付し、横浜市運営協議会を主宰する横浜市に対して提出しなければならない。
- ア 運送の区域の拡大又は変更
 - イ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更
 - ウ 旅客の範囲の変更（旅客の範囲の拡大）
- (10) 軽微な事項の変更の届出等
- 登録後、次の事項を変更したときは、30日以内に届け出るものとする。〔横浜様式6及び別紙に定める様式等〕
- ア 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - イ 運送の区域が減少する場合（横浜市での運送を廃止するが、県内の他市町村では引き続き運送を行う場合）
 - ウ 事務所の名称及び位置
 - エ 車両の増車、減車及び種類の変更を伴う車両の入替
 - オ 旅客の範囲（旅客の範囲の縮小）
 - カ 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所
 - キ 業務（神奈川県内全域）の廃止
- (11) 重大な事故及び苦情報告
- 人身事故（搭乗者を含む。）及び重大な物損事故並びに乗降介助中の事故（医療機関で受診を要したもの）については、実施主体責任者から、横浜市へ書面（横浜様式7）により、速やかに報告することとする。
- 利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び当該実施主体では対応困難なものについては、横浜市へ書面（横浜様式8）により、速やかに報告することとする。
- 横浜市が、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、実施主体の苦

情処理責任者に連絡するとともに、解決に向けての相談に応じることとする。

(12) 責任

事業実施上の諸課題等についての責任は実施主体が負うものとする。

(13) 登録後の指導

実施主体は、登録後、前年の4月1日から3月31日までの輸送実績、事故件数などを記載した輸送実績報告書（国「様式第6号」）を毎年5月31日までに、横浜市に書面で報告することとする。

運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を利用した事業の実施については、同じく前年の4月1日から3月31日までの輸送実績、事故件数などを記載した輸送実績報告書（国「様式第2-6号」）を毎年5月31日までに、横浜市に書面で報告することとする。

また、横浜市は実施主体に対して、横浜市運営協議会の協議を踏まえた指導・助言に基づいて、当該福祉有償移動サービスの運営改善を指導し、指導結果を横浜市運営協議会へ報告することとする。

12 欠格事由

79条登録の適用を受けようとする者は、次のとおり道路運送法第79条の4第1項から第4項の欠格事由に該当する者でないことを要する。

- (1) 申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。
- (2) 申請者が第79条の12の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が、発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で、当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。）であるとき。
- (3) 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前2号のいずれかに該当する者であるとき。
- (4) 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前3号のいずれかに該当する者であるとき。

13 協議が調った場合の書類交付

横浜市は、79条登録の申請（登録、更新、変更、対価の変更）について横浜市運営協議会の協議が調った場合には、当該実施主体に書類（国「様式第2-5号」）を交付するものとする。

なお、新規登録申請時に交付した書類（国「様式第2-5号」）については、有効期限を協議が整った日から2年間とする。ただし、最近改正日（令和6年1月〇日）以前に協議が調っているものについては適用しない。

14 その他

会長は、横浜市運営協議会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第12条の規定に基づき、横浜市運営協議会に諮り変更を行うことができる。

【資料2】

令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

		新規登録
		1
法人名称		一般社団法人リンクウェルせや
介護保険法事業所指定		有
障害者総合支援法事業所指定		有
その他の運送区域		無
使用車両数(台数)		2
内訳	所有	2
	持込み	0
運転者(人)		5
対象者(人)		11
※旅客の範囲	イ	○
	ロ	
	ハ	○
	ニ	○
	ホ	
	ヘ	
ト		
会費		
運送の対価		50円/5km
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗5,450円/1時間、加算2,460円/30分
対価(料金) 運送の対価以外の対価	迎車料	
	待機料	500円/30分
	介助料	【介護保険・障害福祉サービス利用時】法定利用負担割合分 【実費の場合】1,000円
	添乗・付添料	
	その他の料金	
標準的な利用による対価(料金)	【標準の利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)
	【運送の対価】	50円【50円/5km】
	【参考:タクシー料金】	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】
	【運送の対価以外の対価】	迎車料:無 介助料:1,000円
	【総合計】	1,050円

※旅客の範囲:イ身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/トその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	一般社団法人リンクウェルせや		
法人種別	一般社団法人		
事業等	【法人代表者氏名】	渡部 真功	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成24年12月27日	横浜市瀬谷区本郷二丁目26番1号田園ヴィレッジC
事業等	※現在事項全部証明書より 目的等 当法人は、地域福祉の推進を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う (1)障害福祉サービス事業 (2)相談支援事業 (3)地域生活支援事業 (4)介護タクシー事業 (5)高齢者の地域生活の自立と継続を促進する事業及び介護保険サービス事業 (6)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (7)介護保険法に基づく介護予防サービス事業 (8)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (9)介護保険法に基づく第1号事業 (10)前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	2台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 2台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	0台	0台
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	4人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 4人 ・セダン講習等 済 4人 登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	5人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	11人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 2人	要支援2 人		内部障害 人
		4級 人	1級 人	重度 6人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人
		2級 1人			要介護5 人			その他 人
		1級 2人						
		3人	0人	6人	2人	0人	0人	合計 11人
		旅客の範囲						
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考						
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	50円/5km			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無				
		待機料		有	500円/30分			
		介助料		有	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定利用負担割合分 【その他(実費)】1,000円			
添乗・付添料		無						
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	50円【50円/5km】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料: 無 介助料: 1,000円						
	総合計	1,050円						
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当		

法人名称	特定非営利活動法人あやめ会		
法人概要	法人代表者氏名	高田 孝	【法人所在地】
	法人設立年月日	平成18年 7月 7日	横浜市泉区下和泉三丁目27番6号
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 下和泉住宅内で安心、安全、健康で暮らすことが出来るように、特に高齢者、障害者や、病気怪我による移動困難者の移動支援を行うとともに、住み良い街づくりを進めることを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 (1) 移動支援活動に関する事業 (2) その他、この法人の目的達成のために必要な事業	
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	無

旅客の変更(拡大)			
旧		新	
イ: 身体障害者手帳をお持ちの方	○	イ: 身体障害者手帳をお持ちの方	○
ロ: 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		ロ: 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	○
ハ: 愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方		ハ: 愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	
ニ: 要介護認定者	○	ニ: 要介護認定者	○
ホ: 要支援認定者	○	ホ: 要支援認定者	○
ヘ: 基本チェックリスト該当者		ヘ: 基本チェックリスト該当者	
ト: その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○	ト: その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○

拡大後の名簿の内訳

イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
6級 1人	3級 1人	軽度 1人	要介護1 10人	要支援1 45人	1人	肢体不自由 1人
5級 1人	2級 1人	中度 1人	要介護2 7人	要支援2 34人		内部障害 1人
4級 5人	1級 1人	重度 1人	要介護3 4人			知的障害 1人
3級 2人			要介護4 0人			(認定者除く)
2級 1人			要介護5 0人			精神障害者 1人
1級 3人						(認定者を除く)
						その他 1人
13人	1人	0人	21人	79人	1人	1人

計 113 人 (重複:1名)

【ホ:要支援】【ヘ:基本チェックリスト】【ト:その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由
 <ホ(要支援認定者)>
 ふらつき・転倒の恐れがあり、単独での移動が困難
 <ト(その他)>
 以前は対象者がいた。現在も対応可能であり、旅客の範囲登録継続

法人名称	医療法人光陽会		
法人概要	【法人代表者氏名】	篠崎 仁史	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	昭和46年6月18日	横浜市磯子区磯子二丁目20番45号
事業等	※履歴事項全部証明書より ※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 本社は、病院及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。 事業 本社の開設する病院及び介護老人保健施設の名称及び開設場所は次のとおりとする。 (1)磯子中央病院 神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目20番45号 (2)横浜いずみ台病院 神奈川県横浜市泉区和泉町7838番 (3)鎌倉ヒロ病院 神奈川県鎌倉市材木座一丁目7番22号 (4)関東病院 神奈川県横浜市磯子区森一丁目16番26号 (5)横浜いずみ介護老人保健施設 神奈川県横浜市泉区上飯田町3873番1 (6)横浜磯子介護老人保健施設 神奈川県横浜市土磯子区森一丁目16番3号 本社は上記に掲げる病院及び介護老人保健施設を経営するほか、次の事業を行う。 【老人福祉法又は介護保健法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業及び居宅介護支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の業務】 (省略) (8)ハートケア つくし(訪問介護、介護予防訪問介護、横浜市からの指定を受けて行う第1号訪問事業、訪問入浴介護、居宅介護支援、居宅介護、重度訪問介護、道路運送法に基づく福祉有償運送) 神奈川県横浜市磯子区広地町7番12号 1階 (省略) 【地方公共団体の指定を受けて行う介護職員養成研修事業並びに社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に定める喀痰吸引等登録研修機関として、介護職員等を対象に行う研修の業務】 (22)光陽会介護職員研修講座 神奈川県横浜市泉区和泉町7315番7号 4階		
事業所所在地	ハートケアつくし 横浜市磯子区広地町7-12 1階	介護保険法事業所 指定	有 障害者総合支援法 事業所指定

旅客の変更(拡大)

旧		新	
イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○	イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○
ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	○	ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	○
ニ:要介護認定者	○	ニ:要介護認定者	○
ホ:要支援認定者		ホ:要支援認定者	○
ヘ:基本チェックリスト該当者		ヘ:基本チェックリスト該当者	
ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者		ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	

拡大後の名簿の内訳

イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
6級 人	3級 人	軽度 1人	要介護1 1人	要支援1 人	人	肢体不自由 人
5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 2人	要支援2 1人		内部障害 人
4級 1人	1級 人	重度 4人	要介護3 7人			知的障害 人
3級 人			要介護4 16人			(認定者除く) 人
2級 1人			要介護5 21人			精神障害者 人
1級 2人						(認定者を除く) 人
						その他 人
4人	人	5人	47人	1人	人	人

計 331人

【ホ:要支援】【ヘ:基本チェックリスト】【ト:その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由
 <ホ(要支援認定者)>
 腰部脊柱管狭窄症等の持病が連続した歩行が困難である

タクシー運賃(令和5年11月20日より)

	新	旧
タクシー運賃	【距離制】 初乗り1.091kmまで 500円 (1km=458.29円) 239mごと 100円加算 (1km=418.41円) 【時間制】 初乗り1時間まで 5,450円 30分ごと 2,460円	【距離制】 初乗り1.2kmまで 500円 (1km=416.6円) 264mごと 100円加算 (1km=378.78円) 【時間制】 初乗り1時間まで 4,940円 30分ごと 2,230円
1/2の対価	【距離制】 初乗り1kmまで 229円 初乗り2kmまでの場合 438円 (初乗り1km:229円+加算分:209円/km) 以降、1kmごとに209円加算 【時間制】 初乗り1時間まで 2,725円 30分ごと 1,230円	【距離制】 初乗り1kmまで 208円 初乗り2kmまでの場合 397円 (初乗り1km:208円+加算分:189円/km) 以降、1kmごとに189円加算 【時間制】 初乗り1時間まで 2,470円 30分ごと 1,115円

【国通知】自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて

(抜粋)

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から收受する対価の水準 旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする。

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね1/2の範囲内であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

ニ. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であつて、車庫(事務所 車庫を含む。)を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える対価を設定することも可能である。

ホ. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であつて、上記イ. からニ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

(注1)登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. ニ. の考え方を適用することができる。

(注2)運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を收受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会
変更事項	運送の対価、待機料、乗降介助料、添乗・付添料、その他
提出日	令和5年12月13日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、450円 以降、200円/km加算	初乗り2kmまで、400円 以降、190円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	320円、市外の場合は210円加算(片道)	
	待機料	30分まで、700円 以降、350円/15分加算	30分まで、610円 以降、310円/15分加算
	介助料	①玄関から車両まで運転者1人で対応可能な場合の乗降介助 1,100円/30分毎に加算 ②(削除)	①玄関から車両まで運転者1人で対応可能な場合の乗降介助:1,020円/30分毎に加算 ②車いすの階段介助など運転者1人では対応が困難な場合には複数対応とする:増員1名につき、1,220円/30分毎に加算
	添乗・付添料	1,300円/30分	1,220円/30分
	その他	時間外(月～金:17:00～9:00): 1,100円 加算 休日(土日祝祭日、年末年始): 2,200円 当日キャンセル料: 1,100円 車いす等使用料 車いす:510円、リクライニング車いす:1,530円、ストレッチャー:2,550円 (削除)	時間外(月～金:17:00～9:00):1,020円加算 休日(土日祝祭日、年末年始):2,040円 当日キャンセル料:1,020円 車いす等使用料 車いす:510円、リクライニング車いす:1,530円、ストレッチャー:2,550円 増員者の交通費が発生する場合:実費

【資料6-2】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人ふれあい友の会
変更事項	運送の対価
提出日	令和5年12月8日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り30分まで、500円 以降、10分毎に200円加算	初乗り30分まで、400円 以降、10分毎に200円加算
運送の対価以外の対価	迎車料	120円	
	待機料		
	介助料		
	添乗・付添料		
	その他	福祉車両設備使用料:200円 高速道路料金、駐車場利用料:実費	

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会
変更事項	運送の対価
提出日	令和5年12月13日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、400円 以降、200円/km加算	初乗り2kmまで、400円 以降、150円/km加算
運送の対価 以外の 対価	迎車料	300円 但し、事務所から4km以上の場合のみ	
	待機料	15分以上30分まで; 1,000円 30分以上60分まで: 2,000円 以降、1,000円/30分加算	
	介助料	【介護保険適用の場合】 介助料: 介護保険自己負担割合分 (介護保険外の)付添料: 1,000円/30分	
	添乗・ 付添料	【実費の場合】 乗降介助や付添を行った合計時間数 1,000円/30分	
その他		/	

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人つばさ福祉の会
変更事項	運送の対価
提出日	令和5年12月13日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、400円 以降、200円/km加算	初乗り2kmまで、350円 以降、150円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	300円/15分	
	介助料	【介護保険等適用の場合】 利用者負担割合分 【実費の場合】 ・車両の乗降介助のみ：500円 ・車いすでの介助：1,000円 ・2人以上での対応：対応人数×乗降介助料 ・時間外割増：8時～18時以外、土日祝祭日、年末年始（12/29～1/4）25%増	
	添乗・付添料	600円/15分	
	その他	【貸出料】 車いす：350円/日 リクライニング車いす：750円/日	

【資料6-5】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人いっばい障がい者地域生活サポート会
変更事項	運送の対価
提出日	令和5年12月11日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、400円 以降、200円/km加算	初乗り2kmまで、300円 以降、150円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	200円	
	待機料	(最初の15分は無料) 400円/30分	
	介助料	500円/30分	
	添乗・付添料	500円/30分	
	その他	キャンセル料(当日配車後): 500円 時間外、休日対応(事前予約): 20%割増 【基本利用時間: 月～土曜日、8時～17時】	

【資料6-6】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人港南たすけあい心
変更事項	運送の対価
提出日	令和5年12月11日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、400円 以降、200円/km加算	初乗り2kmまで、300円 以降、150円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	300円/15分	
	介助料	【介護保険や障害福祉サービスご利用の場合】 ご利用者様の自己負担割合分 【それ以外の場合(実費)】 700円/1回	
	添乗・付添料	1,600円/時間	
	その他	当日キャンセル料: :1,000円(ご利用者様の都合による場合)	

【資料6-7】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	一般社団法人横浜市青葉区医師会
変更事項	運送の対価
提出日	令和5年12月8日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、440円 以降、210円/km加算	初乗り2kmまで、400円 以降、190円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	500円/30分	
	介助料	1,000円	
	添乗・付添料	看護師:1, 100円/30分 介護職員:675円/30分	
	その他		

【資料6-8】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人ふれあいドリーム
変更事項	運送の対価
提出日	令和5年12月8日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、440円 以降、210円/km加算	初乗り2kmまで、370円 以降、150円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	1km未満：150円 1km～3km未満：300円 3km～5km未満：500円 5km以上：600円	
	待機料	300円/15分	
	介助料	介護保険/支援制度適用時：法定の利用者負担割合分 それ以外の場合は、600円/30分	
	添乗・付添料	/	
	その他	【歩行補助具及び車いすの積み下ろし作業料金】 歩行補助具：300円/台(片道) 車いす：500円/台(片道) 【キャンセル料】 利用当日：車両が出庫する前までに連絡：500円 車両が出庫した後に連絡：1,000円	

【資料6-9】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人あさひ
変更事項	運送の対価、迎車料
提出日	令和5年11月28日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		200円/km	150円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	～10km未満:400円 10km～20km未満:500円 20km～30km未満:800円 30km以上:1,000円	～10km未満:300円 10km～20km未満:400円 20km～30km未満:600円 30km以上:800円
	待機料	10分まで無料。 以降、400円/30分加算	
	介助料	車の乗降介助:無料 階段・スロープ等の車いす介助:500円/片道	
	添乗・付添料	院内及び店舗等での付添:500円/回	
	その他	福祉車両設備利用料(スロープ・ウインチ等):500円/片道 休日・時間外:2割増 有料道路、駐車場料金:実費	

【資料6-10】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人クレイン
変更事項	運送の対価、迎車料
提出日	令和5年12月12日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、250円 以降、130円/km加算	初乗り3kmまで、320円 以降、110円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	250円	200円
	待機料		
	介助料		
	添乗・付添料		
	その他		

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	医療法人光陽会
変更事項	運送の対価、迎車料
提出日	令和5年12月11日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、400円 以降、200円/km加算	初乗り2kmまで、350円 以降、150円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円 但し、事業所から半径1km以内は 無料	300円
	待機料	250円/15分	
	介助料	介護保険等適用の場合：介護報酬利用者負担割合分 実費の場合：1,000円/1送迎	
	添乗・付添料	1,500円/1名	
	その他		

【資料6-12】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人GOOD JOB
変更事項	運送の対価、迎車料
提出日	令和5年12月11日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		200円/km加算	150円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	200円	300円
	待機料	300円/15分	
	介助料		
	添乗・付添料	600円/30分	
	その他		

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人ピーグリーン
変更事項	運送の対価、待機料
提出日	令和5年12月11日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、350円 以降、250円/km加算	初乗り2kmまで、350円 以降、150円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	150円	
	待機料	250円/10分	100円/10分
	介助料	100円	
	添乗・付添料	/	
	その他	/	

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人ふじさくら
変更事項	運送の対価、待機料
提出日	令和5年12月14日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、400円 以降、200円/km加算	130円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	150円	
	待機料	①片道30分以上の往復利用の場合に発生する待機 ②予定していない場所に立寄る場合に発生する待機 上記については、800円/30分	800円/30分
	介助料	【介護保険又は自立支援に該当する場合】 法定の自己負担割合分 【上記以外の場合(実費)】 800円/30分	
	添乗・付添料	【介護保険又は自立支援に該当する場合】 法定の自己負担割合分 【上記以外の場合(実費)】 800円/30分	
	その他	車いす/ストレッチャー使用料:500円/片道	

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	福祉クラブ生活協同組合
変更事項	介助料、添乗・付添料
提出日	令和5年12月8日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		150円/km	
運送の対価以外の対価	迎車料	300円 10kmを超える迎車の場合は、10kmを超えた時点より、50円/km加算	
	待機料	550円/30分	
	介助料	1,210円	1,100円
	添乗・付添料	550円/30分	最初の30分は無料 以降、550円/30分加算
	その他	遠方加算料金(片道ケア25km以上一律):1,000円加算 キャンセル料:550円(出庫後は、迎車料300円を加算) 時間外料金:280円/30分 【平日:月～金、9:00～17:00以外、お盆(8/13～15)、年末年始(12/29～1/3)に適用】	

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人暮らしサポートの会福ちゃんパワー
変更事項	運送の対価、迎車料、待機料、介助料、付添・添乗料
提出日	令和5年12月13日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、400円 以降、200円/km加算	初乗り2kmまで、320円 以降、160円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	350円	330円
	待機料	800円/30分	700円/30分
	介助料	<p>【介護保険等をご利用の場合】利用者負担割合分 【介護保険等のご利用がない場合(実費)】</p> <p>①車両の乗降介助のみ:760円 ②福祉車両での介助:1,200円 ③段差10段以内の介助の場合:1,300円 ④2階以上各階:660円 ⑤二人以上で対応の場合は、上記料金に人数を乗じた料金 ⑥日曜・祭日及び夜間(18時～)、早朝(8時まで)25%割増 ※但し、①、②、③の併用はなし</p>	<p>【介護保険等をご利用の場合】利用者負担割合分 【介護保険等のご利用がない場合(実費)】</p> <p>①車両の乗降介助のみ:660円 ②福祉車両での介助:1,100円 ③段差10段以内の介助の場合:1,300円 ④2階以上各階:660円 ⑤二人以上で対応の場合は、上記料金に人数を乗じた料金 ⑥日曜・祭日及び夜間(18時～)、早朝(8時まで)25%割増 ※但し、①、②、③の併用はなし</p>
	添乗・付添料	1,200円/30分	1,000円/30分
	その他	<p>【車いす貸出料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助料/自走式車いすの貸し出し:330円/日 ・リクライニング車いす:750円/日 	

複数乗車に係る協議について

福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について

(国自旅第319号 令和2年11月27日)

3. 複数乗車の必要性について (処理方針2.(2)⑧(二))

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則としており、複数乗車については、例外的なものとされ、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、地域公共交通会議等が必要と認めた場合に限りて運送することができることとされている。処理方針2.(2)⑧(二)にある、「透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎」は、複数乗車が認められる代表的な事例として例示されているものであり、必ずしもこれに限定されるものではない。参考までに、現在、各地の地域公共交通会議等において協議し、処理方針を踏まえて認められている複数乗車の事例について、その主なものを別紙2のとおりとりまとめた。

別紙2

地域公共交通会議等で複数乗車が認められた具体的事例

- ① 同一町内の身体障害者等が、同一の病院へ通院する場合の輸送
- ② 複数の障害児を、同一施設から同一病院までの輸送
- ③ 身体障害者の社会復帰を目的とする外出、日常生活（買物等）のための輸送
- ④ 特別支援学校（旧：養護学校）への送迎と施設間の輸送
- ⑤ 身体障害者養護施設の入居者が、コンサート鑑賞に行くための会場への輸送
- ⑥ 同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送
- ⑦ 障害者支援施設における、障害者自立支援法施行前のデイサービス、短期入所、日中預かり等に相当する、日中一時支援事業に伴う輸送

【裏面あり】

福祉有償運送の登録に関する処理方針について

(国自旅第317号 令和2年11月27日)

(2) 登録の申請

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

二) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第49条第2号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における地域公共交通会議等においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて地域公共交通会議等の協議が調っていることをようするものとする。

(4) 登録の実施

⑤登録時に付すべき条件

(ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の安全の確保のため添乗をする者が必要と認める場合には、適切なものを乗務させること。

横浜市福祉有償移動サービス運営指針

6 複数乗車

福祉有償移動サービスは、透析患者の透析のための輸送、身体障害者、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって横浜市運営協議会が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。

10 福祉有償移動サービスの対価

(4) 複数乗車における対価

複数乗車の対価については、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内であること。

【資料 8】

令和 5 年 1 2 月 8 日

横浜市長

名 称 社会福祉法人 湧翠会
住 所 横浜市青葉区恩田町 9 7 1 - 3
代表者氏名 高橋 忠夫

自家用有償旅客運送における複数乗車の必要性の協議依頼について

自家用有償旅客運送における 1 回の運行で複数の旅客を運送する必要性について、下記のとおり、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

記

対象利用者

同一敷地内居住の複数の知的障害者が、同一事業所へ通所する場合の輸送
必要性

通常、ガイドヘルパー（グループ支援（ヘルパー 1 名につき利用者複数名））を利用して通所している複数会員が、公共交通機関の事故等による運転見合せ等により大幅な遅延が発生する場合の代替手段として、当該事業所の車両による輸送に切り替え、遅延を可能な限り減らすため

運行管理

安全確保のため、ドライバー（ヘルパー兼） 1 名につき、会員 2 名まで

運送の対価 及び 迎車料金

通常（個別輸送）の運送対価、及び迎車料金の合計を利用者数で除した値

以上

複数乗車利用料金一覧

●利用者の利便性を考慮し、同乗者の障害程度や介助範囲、体調等に配慮し、安全安心を提供できる範囲で利用者全員の了解のもと、複数乗車を行う。

●運送の対価(距離制)

・走行1キロあたり 20円

ただし、同一乗車地から同一降車地までの走行距離により算出し、同乗者人数で除す(10円未満切り捨て)

比較表

乗車距離	ヘルパーステーションにじいろ		
	運賃 (20円/km)	1人分運賃	
		1人乗車	2人乗車
1 km	20円	20円	10円
2 km	40円	40円	20円
5 km	100円	100円	50円
10km	200円	200円	100円

●運送の対価以外の対価

・迎車料金 走行1キロあたり 20円

利用の依頼を受けて、事業所車庫から利用会員居住地まで迎えに行く際の料金。
走行距離により算出し、同乗者人数で除す(10円未満切り捨て)

比較表

距離	ヘルパーステーションにじいろ		
	迎車料金 (20円/km)	1人分料金	
		1人乗車	2人乗車
1 km	20円	20円	10円
2 km	40円	40円	20円
5 km	100円	100円	50円
10km	200円	200円	100円

79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名
3月	14日	社会福祉法人湧翠会
	25日	特定非営利活動法人歩々路
	28日	一般社団法人あおばの虹
4月	2日	NPO法人ユニコーン

令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

		更新登録			
		1	2	3	4
法人名称		社会福祉法人湧翠会	特定非営利活動法人歩々路	一般社団法人あおばの虹	NPO法人ユニコーン
介護保険法事業所指定		無	無	有	無
障害者総合支援法事業所指定		有	有	有	有
その他の運送区域		無	無	無	無
使用車両数(台数)		1	3	4	2
内訳	所有	1	1	4	0
	持込み	0	2	0	2
運転者(人)		2	3	2	1
対象者(人)		9	36	12	3
※旅客の範囲	イ				
	ロ	○	○	○	○
	ハ				
	ニ				
	ホ				
会費					
運送の対価		20円/km	50円/km	1回あたり 150円	50円/km
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗5,450円/1時間、加算 2,460円/30分			
対価(料金) (運送の対価以外の対価)	迎車料	20円/km	200円		200円
	待機料				
	介助料				
	添乗・付添料				
	その他の料金				
【標準的利用例】		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)			
【運送の対価】		100円【20円/km × 5km】	250円【50円/km × 5km】	150円【150円(走行1回あたり)】	250円【50円/km × 5km】
【参考:タクシー料金】		2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】			
【運送の対価以外の対価】		(迎車距離が5kmの場合) 迎車料:100円 介助料: 無	迎車料: 200円 介助料: 無	迎車料: 無 介助料: 無	迎車料: 200円 介助料: 無
【総合計】		200円	450円	150円	450円

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	社会福祉法人湧翠会		
法人種別	社会福祉法人		
	【法人代表者氏名】	高橋 忠男	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成16年 10月 1日	横浜市青葉区恩田町971番3
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び業務 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第二種社会福祉事業 (イ) 障害福祉サービス事業の経営 虹のかけはし 第二虹のかけはし UNO工房 青葉 杜の葉 川井ホーム らくいち らくに すてつぷ ヘルパーステーションにじいろ (ウ) 移動支援事業 ヘルパーステーションにじいろ (エ) 特定相談支援事業 青葉杜の葉 相談支援室		
福祉有償運送について、定款に記載するよう依頼済み。			
事業所所在地	ヘルパーステーションにじいろ 横浜市旭区東希望が丘236番地の4 第3碓井ビル302号室	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 1台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台	設備内訳
		→	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
	普通車両(セダン等)	1台	設備内訳
→		・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	
	任意保険等の確認	任意保険等の確認	
	・対人無制限	・対人無制限	
	・対物1,000万円以上	・対物1,000万円以上	
	任意保険等の確認	任意保険等の確認	
	・対人無制限 <input checked="" type="checkbox"/>	・対人無制限	
	・対物1,000万円以上	・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	2人	内、直近2年間免許停止処分者 0人
		・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 2人	登録時まで取得予定 0人
		・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 2人	登録時まで取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人
	・セダン講習等 未	0人	登録時まで取得予定 0人
	合計	2人	内、直近2年間免許停止処分者 0人

対象者	9人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 9人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 人			その他 人	
		1級 人							
		0人	0人	9人	0人	0人	0人	0人	
									合計 9人
		旅客の範囲							
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	20円/km				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	20円/km			
		待機料			無				
		介助料			無				
		添乗・付添料			無				
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無							
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	100円【20円/km × 5km】							
	【参考:タクシー料金】※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:100円(迎車距離が5kmの場合:20円/km × 5km) 介助料:無							
	総合計	200円							
運行管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

法人名称	特定非営利活動法人歩々路		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
事業等	【法人代表者氏名】	山尾 宏子	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成17年 1 月 11 日	横浜市港南区上永谷三丁目31番38号
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、障害を持つ子供たちと障害を持つ家族に対し、障害者福祉サービス等に関する事業を行い、人が人として生きていくことが出来る社会づくりに寄与する事を目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業 ② たすけあい事業 ③ 福祉有償運送事業 ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 3台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台	設備内訳
		→	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
	普通車両(セダン等)	1台	設備内訳
→		・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	
	任意保険等の確認	任意保険等の確認	
	・対人無制限	・対人無制限	
	・対物1,000万円以上	・対物1,000万円以上	
	任意保険等の確認	任意保険等の確認	
	・対人無制限 <input checked="" type="checkbox"/>	・対人無制限 <input checked="" type="checkbox"/>	
	・対物1,000万円以上	・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	3人	内、直近2年間免許停止処分者 0人
		・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 3人	登録時まで取得予定 0人
		・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 3人	登録時まで取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人
	・セダン講習等 未	0人	登録時まで取得予定 0人
	合計	3人	内、直近2年間免許停止処分者 0人

対象者	36人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人
		4級 人	1級 人	重度 36人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人
		2級 人			要介護5 人			その他 人
		1級 人						
		0人	0人	36人	0人	0人	0人	0人
		合計 36人						
		旅客の範囲						
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考						
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	50円/km			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	200円			
		待機料		無				
		介助料		無				
添乗・付添料		無						
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	250円【50円/km × 5km】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料: 200円 介助料: 無						
	総合計	450円(乗車人数で按分)						
運行管理体制	<input type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当		

法人名称	一般社団法人あおぼの虹		
法人種別	一般社団法人		
	【法人代表者氏名】 郷家 尚人	【法人所在地】	
	【法人設立年月日】 平成27年 11月 2日	横浜市旭区白根一丁目15番4号	
事業等	※履歴事項全部証明書 目的 この法人は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を営むことができるように支援することを目的として以下の事業を行う。 1. 障害福祉サービス事業 2. 地域生活支援事業 3. 一般相談事業及び特定相談事業 4. 障害者支援事業としての飲食店の経営 5. 障害者及び障害児支援事業としての物品の製作及び販売 6. 障害者支援事業としての労働者派遣事業 7. 障害者福祉に関するコンサルタント事業 8. 障害者福祉に関する研修事業 9. 障害者福祉事業としての農場の経営 10. 介護保険法に基づく居宅サービス事業 11. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 12. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 13. 介護保険法に基づく施設サービス事業 14. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 15. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 16. 介護保険法に基づく介護予防支援事業 17. 介護保険法に基づく第1号事業 18. 福祉有償移動サービス事業 19. 高齢者、障害者等の移動支援事業 20. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業		
事業所所在地	ヘルパーステーションあさぞら 横浜市旭区鶴ヶ峰2-9-9 第二大幸ビル1階	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 4台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	4台 任意保険等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	2人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 <input checked="" type="checkbox"/> 済 2人 ・セダン講習等 <input checked="" type="checkbox"/> 済 2人 登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	2人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	12人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	へ (チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 3人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人
							知的障害 (認定者を除く) 人	
							精神障害 (認定者を除く) 人	
							その他 人	
							合計 12人	
		旅客の範囲						
		イ	身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者					
		ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者					
		○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者					
			ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者					
			ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者					
			へ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者					
			ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者					
		備考						
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	定額制	走行1回あたり 150円			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無			
		待機料			無			
		介助料			無			
添乗・付添料		無						
その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		無						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	150円【150円(走行1回)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:無 介助料:無						
	総合計	150円						
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任				<input checked="" type="checkbox"/>	無		
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済					<input checked="" type="checkbox"/>	無	
	○ 整備管理責任者の選任				<input checked="" type="checkbox"/>	無		
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統				<input checked="" type="checkbox"/>	無		
	○ 事故発生時の連絡体制				<input checked="" type="checkbox"/>	無		
○ 苦情対応の体制				<input checked="" type="checkbox"/>	無			
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	

法人名称	NPO法人ユニコーン					
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人					
事業等	【法人代表者氏名】	安藤 真知子	【法人所在地】			
	【法人設立年月日】	平成27年 4月 1日	横浜市金沢区並木三丁目7番7-103号			
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、知的障がい等により支援が必要な人たちに対して、移動支援、行動援護などの福祉サービスに関する事業を行い、質の高いサービスを提供することによって、利用者及びその家族の円滑な社会生活を支援するとともに、利用者の地域社会への参画を促進し、もって障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 地域生活支援事業 (2) 障害福祉サービス事業 (3) 福祉有償運送事業					
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	無			
		障害者総合支援法事業所指定	有			
運送の区域	横浜市					
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両			
	福祉車両	0台	設備内訳			
		→	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台			
	普通車両(セダン等)	0台	任意保険等の確認			
→		・対人無制限 ・対物1,000万円以上				
		任意保険等の確認	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			
運転者	一種免許所持者	1人	内、直近2年間免許停止処分者	0人	・認定講習 済 1人 ・セダン講習等 済 1人	登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者	0人	・セダン講習等 未 0人	登録時までに取得予定 0人
	合計	1人	内、直近2年間免許停止処分者	0人		

対象者	3人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 3人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 人			要介護5 人			その他 人	
		1級 人							
		0人	0人	3人	0人	0人	人	合計 3人	
		旅客の範囲							
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="checkbox"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="checkbox"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="checkbox"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	50円/km				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	200円				
		待機料		無					
		介助料		無					
		添乗・付添料		無					
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)	無								
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	250円【450円(50円×5km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:200円 介助料:無							
	総合計	450円							
運行管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> 運行管理の責任者の選任 <input type="checkbox"/> 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 整備管理責任者の選任 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 事故発生時の連絡体制 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 苦情対応の体制 <input type="checkbox"/> 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に <input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当								

令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
1	特定非営利活動法人あやめ会	R5.6.15	車両の増車	セダン等 9台(+1台)	セダン等 8台
2	公益社団法人北沢地域総合福祉活動委員会	R5.6.19	車両の増車	セダン等 10台(+1台)	セダン等 9台
3	福祉クラブ生活協同組合	R5.6.22	車両の増車	【ららむーぶ神奈川】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 15台(+1台)	【ららむーぶ神奈川】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 14台
4	NPO法人かすみそう	R5.6.28	運送の区域の減少	横浜市	横浜市、川崎市
5	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R5.7.7	車両の増車	車いす車 2台 回転シート車 2台 セダン等 6台(+1台)	車いす車 2台 回転シート車 2台 セダン等 5台
6	特定非営利活動法人せや	R5.7.20	車両の増車	車いす車 1台 セダン等 13台(+1台)	車いす車 1台 セダン等 12台
7	福祉クラブ生活協同組合	R5.9.1	車両の減車	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 セダン等 17台(-1台) 【理由:運転者の退職(持込者)】	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 セダン等 18台
			車両の増車	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 7台(+1台)	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 6台
8	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	R5.9.19	車両の増車	車いす車 5台 回転シート車 1台 セダン等 3台(+1台)	車いす車 5台 回転シート車 1台 セダン等 2台
9	特定非営利活動法人鶴の仲間	R5.10.2	車両の増車	車いす車 2台(+1台) セダン等 7台	車いす車 1台 セダン等 7台
10	福祉クラブ生活協同組合	R5.10.12	車両の増車	【ららむーぶ神奈川】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 16台(+1台)	【ららむーぶ神奈川】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 15台
11	福祉クラブ生活協同組合	R5.10.16	車両の減車	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 セダン等 15台(-2台) 【理由:運転者の退職(持込者)】	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 セダン等 17台
12	特定非営利活動法人お元気音色の会	R5.10.16	車両の減車	車いす車 1台 セダン等 0台(-1) 【理由:老朽化のため】	車いす車 1台 セダン等 1台
13	福祉クラブ生活協同組合	R5.11.13	車両の増車	【ららむーぶ神奈川】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 17台(+1台)	【ららむーぶ神奈川】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 16台
14	福祉クラブ生活協同組合	R5.11.13	車両の増車	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 9台(+1台)	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 8台

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
15	特定非営利活動法人すずらん	R5.12.8	車両の減車	【変更日:令和5年11月15日】 車いす車 5台 セダン等 2台(-1台) 【理由:老朽化のため】	車いす車 5台 セダン等 3台
			車両の増車	【変更日:令和5年12月1日】 車いす車 5台 セダン等 3台(+1台)	車いす車 5台 セダン等 2台
			車両の増車	【変更日:令和5年12月4日】 車いす車 5台 セダン等 4台(+1台)	車いす車 5台 セダン等 3台
16	福祉クラブ生活協同組合	R5.12.11	車両の増車	【ららむーぶ磯子】 車いす車 2台(+1台) セダン等 7台 ※セダン等車両1台普通車から軽自動車に変更	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 7台
			車両の種類の変更を伴う車両の入替		
17	福祉クラブ生活協同組合	R5.12.11	事務所の名称の変更	らら・むーぶ神奈川・保土ヶ谷	らら・むーぶ神奈川
18	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	R5.12.13	車両の減車	車いす車 5台 回転シート車 1台 セダン等 2台(-1台) 【理由:老朽化のため】	車いす車 5台 回転シート車 1台 セダン等 3台
19	福祉クラブ生活協同組合	R5.12.18	車両の増車	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 セダン等 16台(+1台)	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 セダン等 15台
20	神奈川高齢者生活協同組合	R6.1.9	車両の減車	車いす車 1台 セダン等 2台(-1台) 【理由:運転者の退職(持込者)】	車いす車 1台 セダン等 3台
21	特定非営利活動法人お元気音色の会	R6.1.9	廃止	廃止年月日:令和5年12月31日 【理由:人員不足のため】	

福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成 29 年 11 月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第 94 条 4 の規定に基づき安全確保の確認のため訪問を開始しました。令和 5 年 1 月から 5 月まで 10 団体を訪問しました。

今回は、令和 5 年 6 月から 12 月までの訪問結果をご報告させていただきます。(14 団体)

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 9 項目の視点から確認を行っています。

- ・今回は、令和 5 年度第 2 回運営協議会で、更新申請の対象事業所を中心に訪問しました。
- ・団体からの聞き取りでは、令和 5 年 12 月の道路交通法施行規則改正（アルコール検知器の使用の有無等）について質問が多くありました。また運転者の確保の難しさ等の話がありました。
- ・「1 名簿の管理」については、個人情報を読める書庫等で管理していなかった団体が 1 件ありました。
- ・「2 車両」に係る確認項目では、変更届（車両の増減）の未提出が 3 件ありました。
- ・「3 安全な運転の確認」に係る確認項目では、「安全な運転のための確認表」では誤った確認方法・記録を行っている団体が 3 件ありました。
- ・「4 乗務記録」に係る確認項目では、使用した車両番号の記載漏れが 2 件ありました。
- ・「5 運転者台帳」に係る確認事項では、「運転者台帳」の運転者を辞めた日付・理由の未記入が 3 件、作成なしが 1 件ありました。
- ・「8 表示・掲示の義務」に係る確認事項では、車両への登録証の写しの未整備が 3 件、車両側面に登録番号の表示サイズミスが 1 件ありました。

【参考】確認事項

- 1 名簿の管理について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十九）
運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。
- 2 車両について（道路運送法：第七十九条の二三号）
登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の確認を行いました。
- 3 安全な運転の確認について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 1 号から 3 号）
安全な運送を行っていただくために、運送前に確認すべき事項が実施されているか確認を行いました。
- 4 乗務記録について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 4 号）
乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。
- 5 運転者台帳について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十三）
運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。
- 6 事故について（道路運送法：第七十九条の十、道路運送法施行規則：第五十一条の二十五 2 号）
事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。
- 7 苦情について（道路運送法施行規則：第五十一条の三十）
利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。

8 表示・掲示の義務について

(道路運送法施行規則：第五十一条の二十七、第五十一条の二十八)

運送を行う際に運転者証の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。

9 料金表について (道路運送法：第七十九条の八、道路運送法施行規則：第五十一条の十四)

料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。

【資料 14】

横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について

- ・ 開催日時：令和5年12月1日（金）9：45～11：00
- ・ 場所：健福センター8階 大会議室
- ・ 研修申込者数：34名、出席者数：33名、

【研修内容】

- ① 福祉有償運送制度説明（神奈川運輸支局）
- ② 個人情報の取扱いについて（横浜市健康福祉局福祉保健課）

【アンケート結果】

1 参加された理由（複数選択可）

選択肢	回答数	割合
利用者の安全安心確保のため	21	64%
法制度の確認	31	94%
個人情報の取扱い	17	52%

その他

- ・ 他団体との交流
- ・ 横浜市主催の初めての研修だったから
- ・ 今回新規事業として福祉有償を始めるにあたり、制度の理解や法令順守の知識を学ぶため
- ・ 送迎サービスを続けていくために必要な情報について（再）確認するため

2 福祉有償運送制度の説明について（神奈川運輸支局）

選択肢	回答数	割合
よく理解できた	16	48%
理解できた	17	52%
少しわかりづらかった	0	0
わからなかった	0	0

3 個人情報保護制度の説明について

選択肢	回答数	割合
よく理解できた	21	64%
理解できた	11	33%
少しわかりづらかった	0	0
わからなかった	0	0
記載なし	1	

裏面あり

4 福祉有償運送を実施するにあたり、不安に思うことや課題はありますか

選択肢	回答数	割合
ある	17	52%
ない	16	48%

【「ある」と答えられた方について】（複数回答）

選択肢	回答数	割合
担い手の確保	10	46%
ドライバーの高齢化	5	23%
費用負担（ガソリン代高騰、アルコール検知器等の備品購入、人件費等）	5	23%
災害時の対応等	1	1%
活動中に起こりうる事柄や対応	1	1%

5 今後、どのような研修があったら参加したいですか（自由記載）

- ・ よりきめ細かい内容についての研修を希望
- ・ 実施団体が元気になる研修（例：外からの評価・必要性を改めて実感できるような時間）
- ・ 今回の研修を継続してほしい
- ・ 制度改正や管理の方法について、具体的な事例があれば参考にしたい
- ・ 法制度の改正を知っておく必要が重要なので、大きく改正になったときに開催してほしい。
- ・ 制度変更等（書類等）
- ・ 福祉有償の他事業所との話し合いの場や運営している困りごと等を気軽に質問できる場
- ・ 現状のアンケートを取って、解決策を考えてほしい。
- ・ ライドシェアとの関係。最近月刊誌発行団体等から当団体の制度の紹介・問合せが多い

【資料 15- 1 ~ 2】

3 報告事項

(4) 事故報告 (2 団体)

【資料16】

令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日 時	令和5年6月12日（月）14時00分～16時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと1・2・3）
出席者	門谷委員、藤井委員、水野委員、井汲委員、梅原委員、白石委員、服部委員、西尾委員、鈴木委員、靱山委員、内田委員、高野委員、山野上委員、日下様（平田委員代理）
欠席者	熊坂委員
開催形態	公開（傍聴者2名）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について</p> <p>（2）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（1団体）</p> <p>（3）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（1団体）</p> <p>（4）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（8団体）</p> <p>6 報告事項</p> <p>（1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について</p> <p>（2）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について</p> <p>（3）行政処分等に係る通知の報告（1団体）</p> <p>（4）福祉有償移動サービス実施団体の横浜市ホームページの掲載について</p> <p>（5）令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録</p>
決定事項	<p>決定事項</p> <p>・協議事項(1)から(4)までについて合意</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について</p> <p>（西尾会長）横浜市福祉有償移動サービス運営指針について、「対象者の範囲」の文言を整理するという説明があった。この内容についていかがか。</p> <p>（委員）異議なし。</p> <p>（2）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（1団体）</p> <p>（西尾会長）新規登録申請の団体について説明があったが、この内容についていかがか。</p> <p>この団体は一度事業を停止し、再度始めるための申請ということではよろしいか。</p> <p>（事務局）その通り。</p> <p>（神奈川運輸支局）以前は、いつ頃まで福祉有償運送を実施していたのか。</p> <p>（事務局）以前は、平成22年8月20日に登録され、廃止年月日は平成31年3月31日である。</p> <p>（神奈川運輸支局）神奈川運輸支局にも、担い手の確保が難しい等の理由で、「休止」と</p>

いう制度はあるのかという相談、問合せがある。参考で伺った。

(西尾会長) 廃止されてから4年程空白があった。その間に体制を再度整えて、今回新規申請をされたということだ。体制等の内容については、事務局の方で確認しているが、いかがか。

(委員) 異議なし。

(3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議 (1 団体)

(西尾会長) 1 団体から「添乗・付添料」の運賃を新たに設定するという内容の申請があった。この内容についていかがか。

(委員) 異議なし。

(4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議 (8 団体)

(西尾会長) 登録期限が近い団体からの更新申請について、団体の活動内容を含め、事務局から説明があった。質問等あるか。質問等なければ、この8 団体について協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(山野上委員) 今回更新手続きを行わなかった団体があったら教えて欲しい。

(事務局) 報告事項(1) (資料8)でも説明を行うが、区の社会福祉協議会や特定非営利活動法人さんろうど等の事業廃止届を受け付けている。今回の運営協議会での更新対象団体については、特定非営利活動法人みなみかぜ、特定非営利活動法人 湘南障害児者を守る会まつぼっくりが届け出ている。

(西尾会長) よろしいか。有効期限に到達しても、事業廃止の届出を提出して貰っているのか。

(事務局) その通り。

(西尾会長) この後の変更報告の中で示されているということである。その他、よろしいか。協議事項は以上となる。続いて、報告事項について事務局から説明をお願いしたい。

6 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について

(西尾会長) 31 団体から軽微な変更届が提出されたと報告があった。そのうち、廃止が11 団体あった。質問等あるか。

(山野上委員) 区の社会福祉協議会の廃止について報告があったが、市民としては、頼りにしていた送迎であり、対価についても一番安価であり、身近な送迎サービスであった。本運営協会とは関係がないと思うが、利用者への配慮はどうなっているのか。

(事務局) 社会福祉協議会がボランティア輸送で実施していた福祉有償運送を廃止するにあたり、利用者へ他のサービスの利用案内を行っているとしている。社会福祉協議会は、ボランティアの運転手で移動サービスを実施していたが、ボランティアの高齢化等の理由で、運転者の確保が困難であるため、福祉有償運送で実施していた外出支援サービスを

継続が難しかったと聞いている。利用されていた方については、他の福祉有償運送団体や介護保険サービス等の通院等乗降介助、障害の福祉タクシー券の利用など他の制度を活用していただき、行政としてもサポートを継続する形を取っている。

(西尾会長) その他に質問等あるか。

(白石委員) 区の社会福祉協議会が福祉有償運送を廃止するということだが、いままでもどのような事業を行い、どのような人が利用していたのか、詳しく教えて欲しい。

(西尾会長) 社会福祉協議会が実施していた福祉有償運送の活動内容ということで良いか。

(白石委員) その通り。

(事務局) 横浜市が委託していた外出支援サービス事業につきましては、①高齢者(概ね65歳以上の在宅の高齢者で、要介護3～5の認定を受けている方が対象)②難病の方(障害者総合支援法に定められている障害福祉サービスの対象となる難病の方)を対象としていた。また、社会福祉協議会の独自サービスとして、障害者の方の移動の支援を実施していた。

(白石委員) 了解した。

(西尾会長) 福祉有償運送制度を活用した団体の活動の中に、委託事業も含まれていたという理解で良いか。当然、委託以外の部分で、直接団体が福祉有償運送で移動支援を行っていた部分もあると思うが、その部分も含め、18区の社会福祉協議会の福祉有償運送が廃止となったという報告であった。その他、質問等あるか。

(委員) 特になし。

(2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(西尾会長) 安全確保の確認について、今年度23団体へ訪問する予定となっている。前回の運営協議会後から5月までに訪問した10団体の結果についての報告であった。

(鈴木委員) 居宅介護支援専門員(ケアマネージャー)の事業所でも監査等実施されるが、それに近いことを実施されているのかと思う。今回報告されている指摘事項について、行政処分等の扱いではなく、口頭での注意や修正依頼なのか。

(事務局) その通り。法で定められている内容を適正に実施しているか、確認はしている。

(鈴木委員) 了解した。

(西尾会長) 監査の場合は、文書指摘と口頭注意という区分がある。口頭注意ということか。

(事務局) その通り。

(西尾会長) 公共の輸送については、法で定めている基準があると思う。福祉有償運送については、事業者向けに定めている基準等とは違い、より良い福祉を実現するために市民の協力を得て、新しい公共の移動手段とい

う部分になるため、基準というよりかは、運送者にとっても、利用者にとっても安心・安全に運行、利用が出来る体制を整えるということと、自分は理解している。道路運送法に定められている内容を確認するために、横浜市では独自に確認のために訪問されているという理解である。また、訪問する中で、担い手不足という課題をあった。この点については、かなり深刻か。

(事務局) その通り。運転者の高齢化は、深刻な課題である感じた。また、ボランティアへの対価という面で苦慮されていると訪問し感じた。

(西尾会長) この制度の課題が浮かび上がってきている。ガソリン代や物価の高騰や新型コロナウイルスの影響で苦しくなっている状況が、廃止した団体にも現れているのではないかと思う。その他はよろしいか。

(委員) 特になし。

(3) 行政処分等に係る通知の報告(1団体)

(梅原委員) 報告の内容、警告書の意味合いも理解したが、なぜこのような事案が発生したのか、その理由が知りたい。本来は、このような事案が発生してはならないと思うが、「うっかり」なのか、制度は理解していたが、対応しなかった理由があったのか、そうであればどのような事情があったのか知りたい。

(事務局) 警告書を発出する際に、一般監査を実施し、聞き取りも行っている。団体の認識不足というのが理由である。福祉車両の場合は、2種の免許証を保有していることで運転者の要件を満たすが、セダン等の場合は、さらに資格要件が必要であるという認識が不足していた。思いもあり、しっかりと運用している団体であったが、道路運送法の理解という点では認識が不足している点があったことが原因であると聞き取りを行って思った。

(梅原委員) 了解した。

(西尾会長) 「うっかり」だったということだ。

(白石委員) セダン型の運転手要件の中に、「訪問介護員など」とあるが、これはこういった資格を有する者を指すのか。

(事務局) ヘルパー等の資格を有する方のことである。

(西尾会長) ホームヘルパーということではよろしいか。

(白石委員) 初任者研修の資格をもっていれば良いのか。

(事務局) その通り。

(白石委員) 重度訪問介護養成講座は対象になるか。初任者研修とは別に、ホームヘルプに入るのので、訪問介護の養成講座の資格を持っていることが多いが、その場合は対象になるのか。

(事務局) 調べる時間を頂きたい。改めて回答させていただきたい。

(西尾会長) この場合、資格要件なのか、現在訪問介護員として活動されている方なのか。

(事務局) 資格要件である。

(西尾会長) 以前は、ホームヘルパー2級という資格があったが、これは今でも通

用するのか。

(山野上委員) 問題ない。白石委員の質問は、重度訪問介護従業者でも大丈夫なのかということだ。

(西尾会長) 確認をお願いしたい。

(門谷委員) 横浜市福祉有償移動サービス運営指針の中に、運転者の要件の記載がある。

(藤井委員) 明確に説明して欲しい。セダン等の車両を運転するにもかかわらず、要件を満たしていなかったということか。

(事務局) 改めて確認させて欲しい。

(西尾会長) 確認をお願いしたい。福祉車両を運転する場合は、2種免許を保有する場合は問題がないが、セダン型というのは、自家用車ということか。セダン型を運転する場合は、福祉車両の運転資格に加えて、資格が必要ということか。

(高野委員) 重度訪問介護従業者の運転は認められていないと認識している。

(西尾会長) 事務局で確認し、報告して欲しい。

(事務局) 承知した。

【ご報告】

セダン型の運転者要件として、重度訪問介護従業者の資格は該当します。

詳細については、**別紙1**をご確認ください。

(4) 福祉有償移動サービス実施団体の横浜市ホームページの掲載について

(西尾会長) 現在、横浜市ホームページ上で団体情報を掲載しているが、新たに団体のホームページのURLを追加したということだ。

(白石委員) この掲載内容の中にある「受入条件」とは何か。

(事務局) 記載している「利用を希望される方」については、福祉有償運送の利用対象者であれば、利用を希望される場合、直接団体にお問い合わせくださいという意味である。「事業所サービス利用者」については、併設している事業所のサービス（介護保険サービスや障害福祉サービス等）を利用している対象者。「ケアマネージャー等からの紹介」については、ケアマネージャー等から紹介で、団体に登録し、利用が出来る形を取っている団体のことである。

(西尾会長) その他、いかがか。市民が利用しやすいように、情報提供されていると思う。変更報告でも「廃止」の報告があった。全体の団体数が減少していることが心配である。

(内田委員) 資料11の団体については、一部抜粋で掲載している。減少はしているが、この資料に掲載している団体が全てではない。

(西尾会長) 了解した。URLは順次ということだが、これからも追加されるのか。

(事務局) すでに一度団体には調査をかけているが、希望される団体があれば、随時対応していく。

(西尾会長) その他、いかがか。

(委員) 特になし。

(5) 令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

(西尾会長) 前回の運営協議会議事録になる。確認して欲しい。予定の協議事項、報告事項は以上になる。確認事項については、事務局から後日報告があるということによいか。

(事務局) 承知した。

(西尾会長) その他、何かあるか。

(梅原委員) 今回の次第の中に、事故報告がなかった。事故があったのか、なかったのか分からない。無いのであれば、「報告事項」の中で、事故報告がなかった旨の報告をして欲しい。事故が発生していないことは良いことだが、全くないというのも疑問に思う。次回から事故報告について、項目を増やして欲しい。

(西尾会長) 前回の協議会から今回の協議会までの間、事故の報告はなかったということによいか。

(事務局) 事故は発生していない。

(西尾会長) 梅原委員からの要望であった。事務局で検討して欲しい。

(事務局) 検討させていただきたい。

(鈴木委員) 本協議会で報告される事故については、横浜市に報告されたものだけなのか。

(事務局) その通り。

(鈴木委員) ケアプラザで仕事をしているが、横浜市のやり方に沿って仕事をしている。ケアマネージャー間で、書類のやり取りのミス、例えばファックスのご送信等があったりする。それも個人情報漏洩にあたるため、行政に報告しなければならないが、「シュレッターしておいてください」等の連絡で済ませている事業所中にはある。民間の事業所では、コンプライアンスが守れていない団体が中にはある。介護タクシーや送迎車をみると、無傷な送迎車は少ないと感じる。報告があがってきていないのが現実なのではないかと思う。

(事務局) 事故報告については、「人身事故」「重大な物損事故」「乗降介助中の事故」については、速やかに報告することを求めている。また、安全確保の確認の訪問の際にも、事故の記録を確認している。

(山野上委員) 自家用車送迎(運転者の持込車両)も多い。運転者の持込車両の場合、軽微な事故を含め、事故は少ないと思う。

【参考】

平成20年3月国土交通省自動車交通局旅客課発行「福祉有償運送ガイドブック」に、「報告する事故」について記載があります。[別紙2](#)をご確認ください。

横浜市では、安全確保の確認の際に、軽微な事故も含めた事故の記録を確認しております。また、運営協議会に報告が必要な事故についても、改めて訪問の際に説明しております。

(西尾会長) その他、いかがか。

(井汲委員) 本協議会での話ではないかもしれないが、移動に関して、横浜市精神障害者家族連合では、大変負担になっている。民間救急は、病院から病院に移る時などに利用されている。家族の会では、患者本人が入院を拒んでいるが、どうしても入院が必要な状況になってしまった場合、病院は「連れてきてください。連れてきていただければ診ます」と言う。役所に相談をしても「その件については、ご家族でお願いします」と言われる。仕方なく民間救急にお願いをすることになるが、1人対応の場合3万円、1人対応が難しい場合は対応人数分の費用が発生する。10万~20万円くらいの費用をかけて入院させることになる。家族の負担が大きい。移動に関しては、どこからも助けがない。家族会を開催した際に、移送サービスの会社に来てもらったことがある。移動に関しては、費用面も含め、家族は大変困っている。医療保護入院や強制入院のケースもあるため、なかなか行政も動けないところもあると思うが、皆さんにこういう状況もあることを共有したい。

(西尾会長) 入院をする場合に、大変な状況になる場合があるという事だった。その他、何もなければ議事は以上である。

(終了)

別紙 1

運転者要件（セダン等）について

道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法 に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法 に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項 の適性診断を受けさせなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。

社会福祉士及び介護福祉士法

（登録）

第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

（通知）（国自旅第315号 令和2年11月27日一部改正）

自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について

上記通知に定められている認定講習を修了していること。

三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(通知) (国自旅第315号 令和2年11月27日一部改正)

「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」

(別紙2) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)第51条の16第1項第2号及び第3項第3号に規定する国土交通大臣が認める要件の取扱いについては、以下のとおりとする。

第2 施工規則第51条の16第3項第3号に規定する同項第2号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

① 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていた**ケア輸送サービス従事者研修を修了した者**であること。

② 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者であること。

【根拠法令】

介護保険法施行令(法第八条第二項の政令で定める者)

第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護(同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。)に係る共生型居宅サービス(法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。)以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この条において「養成研修修了者」という。)

イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

ロ 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。) 当該介護員養成研修事業者

実務者研修修了	
介護職員初任者研修修了	看護師、准看護師、保健師を含む
訪問介護員養成研修(ヘルパー)1・2・3級	
介護職員基礎研修修了	

「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁及び厚生労働大臣が定めるもの等」
 (平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)

資格	
居宅介護職員初任者研修課程修了	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了
重度訪問介護従業者養成研修課程修了	同行援護従業者養成研修課程修了
行動援護従業者養成研修課程修了	介護職員初任者研修課程修了
介護職員初任者研修課程修了	生活援助従事者研修課程を修了
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了	視覚障害者外出介護従業者養成研修、 全身性障害者外出介護従業者養成研修、 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了 （ガイドヘルパー）

別紙 2

事故の報告について

「福祉有償運送ガイドブック」（平成 20 年 3 月国土交通省自動車交通局旅客課）より抜粋

V 報告について

2 事故の報告

(1) 自動車事故報告書

運送者は、福祉有償運送自動車に次の事故があった場合は、30 日以内、自動車事故報告書を運輸支局等に提出しなければなりません。

【報告を要する事故】

① 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの
② 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる傷害を受けた者）を生じたもの
③ 自動車で積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
④ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償法施行令第 5 条第 4 号に掲げる傷害が生じたもの
⑤ 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの
⑥ 自動車事故の発生の防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

【自動車事故報告書の提出】

報告部数	3 部
提出先	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等

<<留意事項>>

自動車損害賠償保障法施行令第 5 条各号の障害は、次のとおりです。

第 2 号

- イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
- ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- ハ 大腿又は下腿の骨折
- ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
- ホ 14 日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のも

第 3 号

- イ 脊柱の骨折
- ロ 上腕又は前腕の骨折
- ハ 内臓の破裂

二 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
 ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害
 第4号
 11日以上医師の治療を要する傷害（第2号イからホまで及び第3号イからホまでの傷害を除く）

(2) 速報

運送者は、(1)の報告をようする事故のうち、①に該当する事故であり、かつ、②又は③に該当する事故があったときは、次のとおり運輸支局等に速報をしなければなりません。

速報方法	電話、電報その他適当な方法による
速報次期	事故発生から24時間以内
速報内容	事故の概要
速報先	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等

自家用有償旅客運送事務実施マニュアル（平成27年3月国土交通省自動車局旅客課）より抜粋

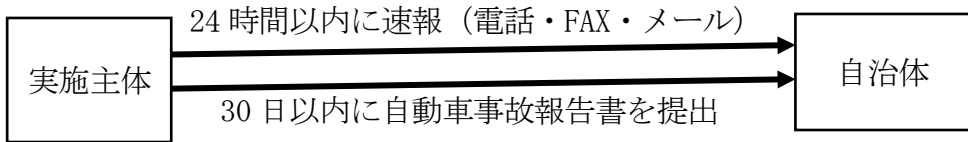
2 届出対応

(2) 重大な事故に係る報告の受理

(自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）)

- ・自家用有償旅客運送者は、事故があったとき又は市町村等の指示があったときは、電FAX・メール等の適当な方法により、24時間以内に速報をしなければなりません。
- ・また、事故があった日から30日以内に報告規則に基づく自動車事故報告書を提出しなければなりません。

◎事故発生



届出する事故および届出内容

	内容
事故の種類	(自動車事故報告規則第2条) ・自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの ・10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの ・死者又は重傷者を生じたもの ・10人以上の負傷者を生じたもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・酒気帯び運転、無免許運転、麻薬等運転を伴うもの ・救護義務違反があったもの
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者氏名 ・自動車登録番号又は車両番号 ・事故発生日時 ・事故発生場所 ・事故の当事者氏名 ・事故の概要 ・事故の原因 ・再発防止対策

横浜市福祉有償移動サービス運営指針より抜粋

(11) 重大な事故及び苦情報告

人身事故（搭乗者を含む。）及び重大な物損事故並びに乗降介助中の事故（医療機関で受診を要したもの）については、実施主体責任者から、横浜市へ書面（横浜様式7）により、速やかに報告することとする。

利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び当該実施主体では対応困難なものについては、横浜市へ書面（横浜様式8）により、速やかに報告することとする。

横浜市が、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、実施主体の苦情処理責任者に連絡するとともに、解決に向けての相談に応じることとする。